

新潟市西蒲区における感謝状贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西蒲区の発展のために功労のあったもの及び区民の模範となるべき篤行をしたものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について区長が審査会に諮って行う。

- (1) 地域社会及び地域産業の振興に尽くしたもの
- (2) 保健衛生及び社会福祉の増進に尽くしたもの
- (3) 道路、河川、港湾、公園その他公共施設の設置または維持管理に尽くしたもの
- (4) 科学、芸術、技芸、教育その他文化及び体育の向上に尽くしたもの
- (5) 災害事故、犯罪その他社会不安の発生の防止もしくは除去または変事における人命もしくは財産の保護に尽くしたもの
- (6) 特に区民の模範となるべき篤行をしたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

(審査会)

第3条 感謝状の被贈呈者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は、西蒲区長、西蒲区副区長、西蒲区自治協議会会長及び西蒲区自治協議会副会長をもって充てる。
- 3 前項に規定する委員本人が審査の対象となったときは、当該委員を除外するものとする。

(贈呈時期等)

第4条 感謝状の贈呈は、年1回行うものとする。ただし、被贈呈者がいない場合はこの限りでない。

(贈呈方法)

第5条 感謝状は、西蒲区長及び西蒲区自治協議会長の連名で贈呈するものとする。

(記録及び公表)

第6条 感謝状の被贈呈者の功績を記録するため感謝状原簿を備える。

- 2 感謝状原簿には、感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し、及び公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は西蒲区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。